

2 医療・福祉の充実

① 医療・健康

○医師確保関係事業（医療整備課） 763,242千円（H28 729,762千円）

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

[事業内容]

1 医師修学資金貸付事業 473,100千円

安定的な医療提供体制の整備を図るため、大学在学中の医学部生に対して修学資金を貸し付けます。

①長期支援コース 398,700千円

貸付対象：県内の大学医学部、県外の大学医学部（知事の指定する大学に限定）の学生
貸付月額：公立大学 15 万円、私立大学 20 万円

②ふるさと医師支援コース 72,000千円

貸付対象：県外の大学医学部の学生（大学の限定なし）
貸付月額：一律 15 万円

③産科医志望加算枠 2,400千円

貸付対象：①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する 4 年次以上の学生
（山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件）
加算月額：一律 5 万円

2 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 50,000千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた各種事業を実施します。

- (1) 県内医療機関での臨床研修に関する情報提供や相談業務等の実施 47,500千円
- (2) 医療技術研修補助 2,500千円

3 医師不足病院医師派遣促進事業 130,000千円

地域医療の基盤を支える県内自治体病院の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が県内自治体病院に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師 1 人あたり 1,250 千円 / 月（上限）

[負担割合] 県 2/3、派遣先自治体病院 1/3

4 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 110,142千円

産科医・助産師に支給される分娩手当や出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に対し助成します。

○保健師等修学資金貸付事業（医療整備課） 317,125千円（H28 281,392千円）

地域医療に従事する看護師等の確保対策を強化するため、看護師等養成所などの学生のうち、卒業後県内に就業しようとする者に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

[貸付枠] 560名

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

○医学部設置支援事業（医療整備課） 1,100,000千円（H28 1,300,000千円）

国家戦略特区制度により、成田市に新設が認められた大学医学部の設置に係る経費に対し、補助します。

[補助先] 国際医療福祉大学

[対象経費] 大学医学部の設置に係る経費

[補助率] 1/2以内

[補助総額] 3,500,000千円（H28～30の3年間）

○病院内保育所運営事業（医療整備課） 474,139千円（H28 478,259千円）

看護師等の県内定着や再就業を支援するため、医療施設内の保育施設の運営費に助成します。

[対象施設] 県内医療機関 92施設

[補助率] 2/3 等

○看護師等養成所運営費補助（医療整備課） 332,831千円（H28 329,370千円）

看護師等の確保を図るため、看護師等養成所の運営費に対して助成します。

[対象施設] 民間の看護師等養成所等（15校・17課程）

[対象経費] 専任教員給与費、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等

[補助率] 課程、学生数等に応じた定額

○看護師養成学校整備促進事業（医療整備課） 1,041,485千円（H28 922,613千円）

県内での看護職員の確保・定着を促進するため、看護師養成学校の整備に対し助成します。

[対象施設] 大学看護学部、看護師養成所（専門学校）

[対象経費] 看護師養成学校の新築・増改築及びそれに伴う設備整備

[補助率] ①施設整備：1/3 又は 1/2、②設備整備：10/10

○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

951,562千円（H28 841,987千円）

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 880,564千円

[対象施設] 救命救急センター 7病院

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

2 設備整備費補助 70,998千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○救急医療センター・精神科医療センター等整備事業〔再掲〕（経営管理課）

185,000千円（H28 30,000千円）

【特別会計病院事業】

老朽化や狭隘化が著しい救急医療センター、精神科医療センター及び精神保健福祉センターの整備に向け、工事の基本設計等を行います。

[事業内容] 基本設計 80,000千円

地質調査等 87,000千円

運用支援業務委託 18,000千円

○小児救急電話相談事業（医療整備課） 82,000千円（H28 82,000千円）

夜間の小児の急病時に保護者等の不安を解消するとともに、不要・不急の受診を減らし、小児救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や小児科医による夜間電話相談を実施します。

[委託先]（公社）千葉県医師会

[業務内容]

相談員の配置 看護師3～4人、小児科医 1人

相談日時 午後7時～午前6時（毎日）

○小児二次救急医療対策事業（医療整備課） 122,985千円（H28 127,705千円）

休日及び夜間における小児救急患者に係る救急医療体制を確保します。

[事業内容]

1 小児救急医療支援事業 32,877千円

各医療圏における小児救急医療体制を確保するため、市町村等が病院輪番制により、休日及び夜間における診療体制を整備した場合に、その運営費に対して助成します。

[対象施設] 小児二次救急支援病院 3市1組合

[補助率] 1/2

2 小児救急医療拠点病院運営事業 90,108千円

広域を対象とした小児救急医療体制を確保するため、休日昼間及び夜間に小児救急患者の受入れを行う病院に対し運営費を助成します。

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3施設

[補助率] 2/3

○ドクターヘリ運営事業（医療整備課） 497,590千円（H28 435,408千円）

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[補助先] 日本医科大学千葉北総病院、君津中央病院

○地域中核医療機関整備促進事業（医療整備課） 1,025,985千円（H28 664,905千円）

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関

[対象事業] 地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築 等

[補助率] 1/3

[補助先] 松戸市立病院、小見川総合病院

○周産期医療施設等運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

916,087千円（H28 825,629千円）

妊娠・分娩時の母子の安全を確保するため、周産期医療施設の運営費及び設備整備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 857,041千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助先] 総合周産期母子医療センター 2病院、地域周産期母子医療センター 8病院

2 設備整備費補助 59,046千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○周産期医療ネットワーク事業（医療整備課） 21,002千円（H28 20,793千円）

周産期における妊婦の救急搬送体制を確保するため、総合周産期母子医療センターにオペレーターを配置し、24時間体制で受け入れ可能な病院情報を収集し、救急医療を必要とする妊産婦の搬送先の調整を行います。

○医療施設防災機能強化事業（医療整備課） 520,000千円（H28 350,000千円）

県内医療施設の防災対策を促進するため、有床診療所等が行うスプリンクラーの設置等に対し助成します。

[補助先] 県内の有床診療所、有床助産所、病院

[対象経費] スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置の設置

[補助上限額] スプリンクラー：設置面積1㎡あたり17.5千円

自動火災報知設備：1施設あたり1,030千円

火災通報装置：1施設あたり310千円

○東千葉メディカルセンター助成事業（健康福祉政策課）

718,300千円（H28 718,300千円）

救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関としての役割を担う東千葉メディカルセンターの整備費用を支援します。

[支援内容]

施設整備に係る起債償還費用 718,300千円（H26～H35 7,183百万円）

○医療情報連携システム整備促進事業（健康福祉政策課）16,500千円（H28 16,500千円）

地域の急性期病院や、回復期病院・かかりつけ医などが連携して、患者情報を共有し、質の高い医療を提供する体制を構築するため、医療機関等が行う医療情報連携システムの導入に対し助成します。

[補助先] 県内医療機関、医師会、市町村 等

[対象経費] 複数の医療機関で患者情報を共有するための医療情報連携システムの導入経費

[補助基準額] ①基幹病院等（サーバーシステム設置施設） 10,000千円

②その他の医療機関 100千円

[補助率] 1/2

○がんセンター施設整備事業〔再掲〕（経営管理課） 249,000千円（H28 385,758千円）

【特別会計病院事業】

建物の老朽化や狭隘化などを解消するため、増改築に向けた実施設計を行っている千葉県がんセンターについて、工事の支障となる電柱や既存配管の移設等を行います。

[整備内容] 建替・既存病棟改修、延床面積 54,000㎡、病床数450床（予定）

○病院事業会計負担金（健康福祉政策課） 13,249,879千円（H28 11,907,852千円）

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

○がん診療施設設備整備事業（医療整備課） 22,764千円（H28 59,513千円）

がん診療の充実を図るため、がんの診断や治療を行う病院の施設、設備の整備に対し助成します。

[補助対象] がん診療連携拠点病院・診療病院、がん診療連携協力病院

[補助上限額]

①施設整備 がん専用病棟 166,300 円/㎡、診療棟 185,900 円/㎡

②設備整備 32,400 千円/箇所

[補助率] 1/3

○がん対策事業（健康づくり支援課） 172,155 千円（H28 177,243 千円）

がん対策の推進のため、地域がん診療連携拠点病院等の機能強化やがん患者の情報等の収集・分析、ボランティアを活用したがん患者支援等に取り組みます。

[主な事業]

1 地域統括相談支援センター事業 3,900千円（H28 3,900千円）

がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーターの養成や活動支援を行います。

2 地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業 145,000千円（H28 155,000千円）

地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、医師の研修の実施等に係る費用に対して助成します。

[基準額] 15,000千円（地域がん診療連携拠点病院）

10,000千円（地域がん診療病院）

[負担割合] 国1/2、県1/2

[対象病院] 船橋市立医療センター等 10病院

3 がん対策推進計画関連事業 5,375千円（H28 2,359千円）

がん対策の着実な推進を図るため、平成29年度で計画期間が満了する「千葉県がん対策推進計画」を更新します。

4 がんの予防・早期発見推進事業 4,996千円（H28 4,815千円）

がん発見技術の向上を図るため、がん検診に携わる医療従事者に対して研修を実施するとともに、県民に対し、がん検診の重要性を周知します。

○地域医療介護総合確保基金造成事業（健康福祉政策課）

4,746,125千円（H28 6,580,000千円）

医療・介護人材の確保や地域医療の格差解消、地域包括ケア・在宅医療の推進など、医療・介護分野における様々な課題に対応するため、基金への積立を行います。

[負担割合] 国2/3、県1/3

○在宅歯科・口腔保健推進事業（健康づくり支援課） 46,383千円（H28 45,500千円）

在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、医療機器の整備に対する助成や在宅歯科医療連携室の設置、人材の育成等を実施します。

[主な事業]

1 在宅歯科診療設備整備事業 30,000千円

病院若しくは診療所の開設者が、在宅歯科診療を実施するための設備整備に対し助成します。

・基本設備

[補助率] 2/3

[補助基準額] 3,638千円

・安全設備

[補助率] 1/2

[補助基準額] 2,000千円

2 在宅歯科医療連携室整備事業 4,861千円

在宅歯科診療を希望する患者の窓口相談、在宅歯科診療を担う歯科医師の養成研修等を行います。

3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 9,385千円

障害児への摂食嚥下指導やがん患者に対する歯科治療等に関する歯科医師等への研修、未就業の歯科衛生士の復職支援研修等を実施します。

○AED等普及促進事業【新規】（医療整備課、学校安全保健課） 10,000千円

平成29年4月に施行される「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」に基づき、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施について、県民の関心と理解を深めるための取組を進めるとともに、県立中学校・高等学校の生徒に対する実習等を行います。

[主な事業]

- 1 AED・心肺蘇生法等の普及啓発 6,363千円
 - ・啓発イベントの実施 1,571千円
 - ・啓発用リーフレット等の作成 3,301千円 等
- 2 県立中学校・高等学校へのAEDトレーナー等の配置 2,300千円
 - ・配置校：24校（各校5台）
- 3 訴訟費用の貸付 1,000千円
 - ・AEDの使用等の際し、訴訟を提起された救助実施者に対する訴訟費用の貸付金

○食を通じた健康づくり事業（健康づくり支援課） 7,920千円（H28 7,000千円）

県民の食習慣・食生活を向上させ、生活習慣病を予防するため、県民や調理師に対する普及啓発等に取り組めます。

[主な事業]

- 1 調理師条例関連事業 4,822千円
 - 「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に基づく、調理師を対象にした講習会を実施します。
- 2 人材育成事業 1,350千円
 - 食を通じた健康づくりの知識・技術を取得するため、食生活改善推進員等や県民への講習会を実施します。
- 3 食による健康づくり事業 1,416千円
 - 食育指導者や大学生を対象に、食を通じた生活習慣病予防に係る普及啓発等を行います。

○自殺対策推進事業（健康づくり支援課）

82,935千円（H28 111,000千円）

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施します。

1 県実施事業 12,935千円

[主なもの]

- | | |
|--------------------|---------|
| ・利用しやすい相談窓口の開設 | 4,208千円 |
| ・自死遺族支援事業 | 1,748千円 |
| ・うつ病等への対応力向上研修 | 2,239千円 |
| ・県民等に対する啓発・情報提供 | 1,200千円 |
| ・第2次千葉県自殺対策推進計画の策定 | 2,284千円 |

2 市町村団体補助事業 70,000千円

② 社会福祉

○中核地域生活支援センター事業（健康福祉指導課） 302,349千円（H28 302,108千円）

全ての県民を対象とした福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、関係機関への連絡・調整等を行います。また、印旛ほか5圏域では、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の自立相談支援事業を併せて行います。

[設置箇所] 県内13健康福祉センター圏域に各1箇所

[委託先] NPO法人・社会福祉法人等

○生活困窮者等自立支援事業（健康福祉指導課） 11,562千円（H28 11,632千円）

生活困窮者自立支援法等に基づき、離職により住居を失った生活困窮者に対する給付金の支給のほか、生活保護受給者に対する就労支援や、生活保護世帯等の児童・生徒に対する学習支援を行います。

[事業内容]

1 住居確保給付金 961千円

[支給対象者] 離職後2年以内かつ65歳未満であって、住居がないか、失うおそれのある者

[支給額] 生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠した額

[支給期間] 原則3か月間（3か月延長可能、最大9か月まで）

2 就労準備等支援事業 7,901千円

- ・生活保護受給者に対する就労支援員による就労支援
- ・生活保護受給者を対象とした就労支援セミナーの開催

3 子どもの学習相談支援モデル事業 2,700千円

生活保護世帯や就学援助世帯の小中学生に対し、学びの場の提供や相談等を行い、安心して学習できる環境を提供するため、モデル事業を実施します。

[対象地区] 県内の3町村

[対象者] 小学校4年生～中学校3年生

③ 高齢者福祉

- 老人福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課） 6,222,000千円（H28 2,715,000千円）
（債務負担行為 3,467,000千円）
（H28債務負担行為 6,739,000千円）

特別養護老人ホームの創設・増改築及び老人短期入所居室の整備に要する経費に対し助成します。

[実施主体] 市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 840床（特別養護老人ホーム）、90床（老人短期入所居室）

- 介護基盤整備交付金事業（高齢者福祉課） 1,901,250千円（H28 1,700,000千円）

市町村等が実施する小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設の整備等に対し助成します。

[補助対象] 小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額] 小規模特別養護老人ホーム 4,500千円×定員数

認知症高齢者グループホーム 1施設 32,000千円 等

[整備施設数] 小規模特別養護老人ホーム 5施設

小規模多機能型居宅介護事業所 16施設

認知症高齢者グループホーム等 9施設 等

- 特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業（高齢者福祉課、医療整備課）

2,064,977千円（H28 1,119,000千円）

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設が開設前に行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額] 621千円×施設定員数（創設・増床） 等

[整備床数等] 3,358床分 等

○サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業（住宅課） 280,000 千円（H28 280,000 千円）

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所等との連携が図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備する住宅であって、

- ・介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られていること。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること。

[補助率]

（新築）住宅建設費の1/20（675千円/戸上限）

※介護事業所を併設する場合 1/10（1,350千円/戸上限）

（改修）住宅改修費の1/6（750千円/戸上限）

※介護事業所を併設する場合 1/3（1,500千円/戸上限）

○介護人材確保対策事業（健康福祉指導課） 188,000千円（H28 177,700千円）

介護人材の確保・定着を図るため、介護の職場のイメージアップや新規就業の支援、介護職員のキャリア形成への支援、離職防止対策などに総合的に取り組みます。

[主な事業]

1 介護人材確保対策補助 159,779千円（H28 142,359千円）

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた取組や、子育て中の職員が離職せずに働くことができる環境づくりに向けた支援を行います。

[補助率] 市町村 3/4、事業者 10/10 等

[補助対象] 市町村、事業者

2 介護福祉のイメージアップ事業 4,000千円（H28 11,120千円）

介護の職場に対する理解や認識を深めてもらうためのイメージアップに向けた啓発等を行います。

○地域包括ケアシステム構築市町村支援事業（高齢者福祉課）9,283千円（H28 6,359千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護予防・生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村職員の研修や地域において支援を行う人材の育成等に取り組みます。

[事業内容]

| | |
|----------------------|----------|
| ・地域ケア会議への支援 | 110 千円 |
| ・在宅医療・介護連携体制構築支援 | 3,136 千円 |
| ・介護予防・日常生活支援総合事業移行支援 | 224 千円 |
| ・地域人材の育成 | 5,813 千円 |

○元気高齢者の活躍サポート事業（高齢者福祉課）10,139 千円（H28 10,504 千円）

高齢者の社会参加を促すとともに、地域での担い手を育成するため、高齢者が主体となって地域課題の解決に取り組む事業に対し助成します。

[補助対象] 高齢者を中心に組織された団体等

[補助額] 1,000 千円×10 団体

○介護ロボット導入支援事業（高齢者福祉課）8,000 千円（H28 8,000 千円）

介護現場における人材確保策として、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットを導入する介護事業所に対して助成します。

[補助対象] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 100 千円（1 機器あたりの上限額）

○認知症対策支援事業（高齢者福祉課）

80,665千円（H28 71,488千円）

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

[主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 35,617千円（H28 32,900千円）

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応などを行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 10病院

[業務内容]

- ①認知症疾患に関する鑑別診断 ②周辺症状と身体合併症に対する急性期治療
- ③専門医療相談等 ④地域保健医療・介護関係者への研修等

2 認知症普及啓発事業 2,827千円（H28 3,072千円）

認知症患者が地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーターやキャラバンメイトを養成するとともに、認知症への正しい理解を促すための啓発イベントを開催します。

3 認知症相談支援事業 9,314千円（H28 6,009千円）

(1) 認知症コールセンター運営事業 4,988千円

認知症コールセンターを設置し認知症の各種相談等を実施します（千葉市と共同設置）。

(2) 認知症患者と家族の交流会実施事業 981千円

認知症患者の家族を支援するための交流会を実施します。

(3) 若年性認知症支援コーディネーター事業 3,345千円

県高齢者福祉課にコーディネーターを配置し、各種相談等を実施します。

4 医療・介護人材育成事業 29,097千円（H28 26,470千円）

認知症患者と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に精通した人材を育成します。

(1) 認知症サポート医養成研修及び活動促進事業 3,614千円

(2) 医療従事者向け認知症対応力向上研修 4,205千円

(3) 医療と介護の地域支援体制強化事業 3,338千円

(4) 認知症初期集中支援チーム員研修事業 3,440千円

(5) 市民後見推進事業 14,500千円

④ 障害者福祉

○障害者グループホーム等に対する支援（障害福祉課） 449,943千円（H28 468,170千円）

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

[事業内容]

1 運営費補助 220,395千円（H28 268,720千円）

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 169,248千円（H28 139,200千円）

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者

[負担割合] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,300千円（H28 60,250千円）

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

○障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉課、産業人材課）

148,211千円（H28 148,211千円）

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等について一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16ヶ所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

○障害者の工賃アップのための事業（障害福祉課） 36,431千円（H28 43,640千円）

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発等に取り組む事業所を支援します。

[事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・農福連携による障害者の就農促進に向けた技術指導、現場実習 等

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業（障害福祉課）

6,100千円（H28 6,100千円）

県内の知的障害者支援施設における強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象として、実地指導を中心とした研修を実施します。

[対象者] 県内の知的障害者支援施設の支援員16名（障害保健福祉圏域ごとに1人）

○手話等普及啓発事業（障害福祉課・議会事務局）

12,894千円（H28.9月補正 5,850千円）

「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、聴覚障害者の意思疎通手段に対する県民の理解を深めます。

[主な事業内容]

- ・普及啓発用DVDの作成 6,075千円
- ・手話学習用冊子の作成 1,235千円
- ・県職員向け手話講習会開催 111千円
- ・県主催講習会等への手話通訳者の配置 1,500千円
- ・県議会中継への手話通訳の挿入 3,573千円

⑤ 社会保障費

○社会保障費 274,822,346千円 (H28 266,793,688千円)

1 補助事業 260,386,077千円 (H28 252,388,967千円)

[主な事業]

・生活保護事業（健康福祉指導課） 5,601,000千円 (H28 5,420,000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

1 郡分扶助費 3,755,000千円 (H28 3,629,000千円)

町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,846,000千円 (H28 1,791,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

[負担割合] 国3/4（市に直接交付）、県1/4

・難病医療費助成事業（疾病対策課） 7,700,000千円 (H28 8,500,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾患について医療費を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県 1/2

[対象疾患] 306疾患

・児童手当支給事業（子育て支援課） 14,134,000千円 (H28 14,500,000千円)

中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

[支給額] 3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭（年収960万円程度） 月額5,000円

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

- ・ **保育所等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）** 9,900,000千円（H28 8,720,000千円）
 認定こども園・保育所等の運営費に対し市町村が支弁する給付費の一部を負担します。
 [対 象] 私立の認定こども園、保育所等
 [負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **小規模保育等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）** 1,340,000千円（H28 1,060,000千円）
 地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。
 [対 象] 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者
 [負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **多様なニーズに対応した子育て支援〔再掲〕（子育て支援課）**
 2,000,473千円（H28 1,866,000千円）
 保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育てニーズに対応した事業に対し助成します。
 [負担割合] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

- ・ **障害者自立支援給付費負担金（障害福祉課）** 19,000,000千円（H28 17,700,000千円）
 障害者総合支援法に基づき、介護給付・訓練等給付等に要した経費を負担します。
 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **自立支援医療事業（児童家庭課・障害福祉課）** 9,745,259千円（H28 9,098,000千円）
 障害者総合支援法に基づき、障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

- ・ **後期高齢者医療給付費負担金（保険指導課）** 44,270,000千円（H28 42,300,000千円）
 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担します。
 [負担割合] 国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・ **介護給付費負担金（高齢者福祉課）** 57,000,000千円（H28 55,700,000千円）

介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。

[負担割合]（施設等給付費）国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%
 （居宅給付費）国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

- ・ **地域支援事業交付金（高齢者福祉課）** 2,428,000千円（H28 1,782,000千円）

介護保険法に基づき、介護が必要な状態になることを予防する事業等に要する費用を交付します。

[負担割合]

 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%
 - ・ 包括的支援事業 国39%、県19.5%、市町村19.5%、保険料22%
 - ・ 任意事業 国39%、県19.5%、市町村19.5%、保険料22%

- ・ **国保県財政調整交付金（保険指導課）** 32,694,000千円（H28 33,615,000千円）

国民健康保険法に基づき、市町村国保の医療給付費について、市町村に対し交付金を交付します。

- ・ **国保経営安定化対策事業（保険指導課）** 20,462,000千円（H28 20,175,000千円）

国民健康保険法に基づき、保険料（税）の軽減額や高額な医療に要した費用を負担します。

- ・ **国民健康保険財政安定化基金造成事業（保険指導課）**

9,899,000千円（H28 2,084,000千円）

平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県へ移行されることに備え、保険料が収納不足となった市町村に貸付・交付をする場合等の財源として基金を積み立てる。

2 県単独事業

14,436,269千円 (H28 14,404,721千円)

[主な事業]

・ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業（障害福祉課）

4,468,000千円 (H28 4,461,000千円)

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2の保持者

[対象経費] 医療給付費に係る自己負担額等

(入院1日・通院1回につき300円の利用者負担)

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

・ 軽費老人ホームサービス提供費補助（高齢者福祉課）

1,640,000千円 (H28 1,634,000千円)

低所得高齢者の支援のため、民間立の軽費老人ホームの運営費に助成します。

[対象] 民間立の軽費老人ホーム（政令市・中核市を除く）